

第48号議案

公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて

本市の公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和7年6月6日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

住 所

氏 名 平野 しげとし 恵稔

提案理由

小湊 収委員の任期が、令和7年7月23日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするもの。

参 照

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(第3項省略)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(第5項から第9項まで省略)

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第11項及び第12項省略)